

公益法人への支出の見直しの状況(随意契約)

法人名:住宅金融支援機構

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合					備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
								再就職の役員の数(機構)	再就職の役員の数(国)	公益法人の区分	国又は都道府県所管の区分	応募者数			
登記情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年4月1日	財団法人民事法律協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 機構業務の実施に当たり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	2,020,000	利用料金 397円/件ほか	100.00%	-	-	特財	国所管	-	単価契約 総支払予定額 2,020,000円	登記事項証明書等を取得する場合、法務局窓口の交付に比べ、本サービスを利用することによりインターネットで迅速に取得ができ、また費用が廉価(例えば全部事項証明書は窓口交付の半額強)である。主に債権管理業務等を遂行する上で本サービスは必要であり、継続して支出を行っていく。なお、本サービスを提供できる先は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第1項により同協会が唯一の指定法人とされており、手数料は商業登記法第13条第1項により政令で定められている。	有
登記情報サービスの利用	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	財団法人民事法律協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 機構業務の実施に当たり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	1,300,000	利用料金 397円/件ほか	100.00%	-	-	特財	国所管	-	単価契約 総支払予定額 1,300,000円	登記事項証明書等を取得する場合、法務局窓口の交付に比べ、本サービスを利用することによりインターネットで迅速に取得ができ、また費用が廉価(例えば全部事項証明書は窓口交付の半額強)である。主に債権管理業務等を遂行する上で本サービスは必要であり、継続して支出を行っていく。なお、本サービスを提供できる先は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第1項により同協会が唯一の指定法人とされており、手数料は商業登記法第13条第1項により政令で定められている。	有
登記情報サービスの利用	契約担当役 小柳賢平 広島県広島市中区基町8-3	平成23年4月1日	財団法人民事法律協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 機構業務の実施に当たり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	1,149,480	利用料金 397円/件ほか	100.00%	-	-	特財	国所管	-	単価契約 総支払予定額 1,149,480円	登記事項証明書等を取得する場合、法務局窓口の交付に比べ、本サービスを利用することによりインターネットで迅速に取得ができ、また費用が廉価(例えば全部事項証明書は窓口交付の半額強)である。主に債権管理業務等を遂行する上で本サービスは必要であり、継続して支出を行っていく。なお、本サービスを提供できる先は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第1項により同協会が唯一の指定法人とされており、手数料は商業登記法第13条第1項により政令で定められている。	有
登記情報サービスの利用	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年3月30日	財団法人民事法律協会 東京都千代田区内神田1-13-7	会計規程第25条第1項 機構業務の実施に当たり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	2,110,000	利用料金 397円/件ほか	100.00%	-	-	特財	国所管	-	単価契約 総支払予定額 2,110,000円	登記事項証明書等を取得する場合、法務局窓口の交付に比べ、本サービスを利用することによりインターネットで迅速に取得ができ、また費用が廉価(例えば全部事項証明書は窓口交付の半額強)である。主に債権管理業務等を遂行する上で本サービスは必要であり、継続して支出を行っていく。なお、本サービスを提供できる先は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第1項により同協会が唯一の指定法人とされており、手数料は商業登記法第13条第1項により政令で定められている。	有
登記情報サービスの利用	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成24年3月30日	財団法人民事法律協会 東京都千代田区内神田1-13-7	会計規程第25条第1項 機構業務の実施に当たり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	1,449,050	利用料金 397円/件ほか	100.00%	-	-	特財	国所管	-	単価契約 総支払予定額 1,449,050円	登記事項証明書等を取得する場合、法務局窓口の交付に比べ、本サービスを利用することによりインターネットで迅速に取得ができ、また費用が廉価(例えば全部事項証明書は窓口交付の半額強)である。主に債権管理業務等を遂行する上で本サービスは必要であり、継続して支出を行っていく。なお、本サービスを提供できる先は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第1項により同協会が唯一の指定法人とされており、手数料は商業登記法第13条第1項により政令で定められている。	有

(注)

- 金額については、消費税を含んだ額を計上すること。
- 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に「単価契約」と追記の上で、「契約単価に予定調達数量を乗じた額」を記載する。
- 公益法人の区分については、「公益財団法人」は「公財」、「公益社団法人」は「公社」、「特例財団法人」は「特財」、「特例社団法人」は「特社」と記載する。
- 必要があるときは、本表の趣旨を逸脱しない範囲で所要の変更等を行って差し支えない。